

- 2面◆所得税等の確定申告
- 3面◆国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ
- 8面◆障がい者スポーツフェスティバル

忘れず早めに 税の申告を



申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

問合せ 税務課 ☎内線2318

住民税の申告

受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)

申告が必要な方

1月1日現在区内に住所のある方は、原則として住民税の申告が必要です。平成27年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要のため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 - ▶ 公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告（源泉徴収所得税がある方）または住民税の申告が必要です

申告に関する注意点

- ▶ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、非課税の判定等に必要ですので、省略せず記入してください
- ▶ 寡婦、寡夫、障害者控除の申告漏れにご注意ください

申告会場	日時
区役所 2階税務課	2月16日(火)～3月15日(火) 午前8時30分～午後5時15分

※(土・日)を除く。ただし、2月28日・3月13日の日は午前9時～正午に受け付けを行います
※(火)は午後7時まで（申告期間のみ）
※郵送でも申告できます。必要事項・電話番号の記載漏れ、控除証明書の添付漏れがないよう、ご注意ください

申告会場	日時	
日暮里区民事務所 2階	2月18日(木)・19日(金)	▶ 午前9時～正午 ▶ 午後1時～4時
尾久区民事務所 3階	2月23日(火)・24日(水)	
南千住駅前ふれあい館	2月25日(木)・26日(金)	
町屋区民事務所 2階	3月1日(火)・2日(水)	

申告に必要なもの

- ▶ 申告書 ※区役所 2階税務課、各区民事務所で配布します
- ▶ 収入を証明するもの（平成27年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等）
- ▶ 各種控除を証明するもの（平成27年中に納付した医療費・健康保険料・介護保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、障害者手帳、愛の手帳、学生証等）
- ▶ 印鑑（親族等の方が代理で申告する場合は、代理人の印鑑）

平成28年度から適用される主な税制改正

- ①平成27年以降に行う自治体への寄附金（ふるさと納税）に係る特例控除額の上限を、所得割額の10%から20%へ拡充。また、平成27年4月1日以後の寄附金について、給与所得者等で寄附先が5自治体までの場合は確定申告が不要となる、ワンストップ特例制度の適用を開始
- ②住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長（平成31年6月30日まで）
- ③身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請期限の延長（納期限まで）
- ④特別区税における猶予制度の見直し

問合せ

税務課

- ▶ ①・②…☎内線2318
- ▶ ③…☎内線2312
- ▶ ④…☎内線2334

小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け「税理士による所得税・消費税の無料申告相談」

期 間	▶ 2月1日(月)・2日(火)…ムーブ町屋 3階ムーブホール ▶ 2月4日(木)・5日(金)…アクト21地下ホール ▶ 2月8日(月)・9日(火)…区役所 3階304・305会議室
時 間	▶ 午前9時30分～正午（受け付けは、午前11時30分まで） ▶ 午後1時～4時（受け付けは、午後3時30分まで） ※午前9時以前の来場はご遠慮ください
問 合 せ	荒川税務署 ☎(3893)0151

税の無料相談会

税理士記念日（2月23日）事業として、税の無料相談会を行います。直接会場へお越しください。

期 日	2月23日(火)
時 間	▶ 午前10時30分～午後0時30分 ▶ 午後1時30分～3時30分
会 場	南千住駅前ふれあい館洋室 1・2・3 ※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません
問 合 せ	東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

2面下段 ▶ 所得税等の確定申告についてお知らせしています

▶ 税と幸福実感向上

優れた地域力と、子どもから高齢者まであらゆる世代が安全で安心に暮らせる街の環境が評価され、区の人口、税収ともに堅調な増加傾向が続いています。区長就任時に比べ、人口は2万人2千人以上増加し21万1千人を超え、税収は1.4倍となり、平成26年度決算額では158億2千万円余となりました。

互いに支え合い、共によい社会を築いていくための「社会の会費」が税であります。これからも区民の皆様からお預かりした貴重な税を有効に活用し、福祉施策の充実、子育て・教育環境の向上、安全・安心のまちづくりや防災力の向上等、さまざまな施策を充実し、笑顔あふれる温かい地域社会を築いて参ります。

私は、区民の皆様の幸福実感向上を目指して、これまで1100を超える新規・充実事業を実施して参りました。区民に一番身近な自治体として区民の皆様への悩みを寄り添い、願いを真摯に受け止め施策を実施する中で、幸福実感向上への最大の原動力は、区民の皆様の近隣や地域を思いやる心であると考えております。

下町人情あふれる荒川区には、長く地域社会を支えてきた自治会を120の町会・自治会を中心に、近隣を思いやり地域のために助け合う風土が今なお受け継がれています。



荒川区長・特別区長会会長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎